

○沼津市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和3年4月30日沼津市告示第239号

改正 令和4年3月31日告示第97号

沼津市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、若者が婚姻に伴い新生活を開始する際の経済的負担を軽減し、もって未婚化及び少子化傾向の改善を図るため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日まで（以下「補助対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 補助対象期間において、婚姻を機に新たに市内に住宅を取得し、リフォームし、又は賃借する際に要した費用のうち、補助金の交付申請時まで支払がなされている当該住宅の取得に係る費用（建物の購入費に限る。）、リフォーム工事（住宅の機能の維持又は居住環境の向上のために行う別表に掲げる工事をいう。）に係る費用、賃料（共益費を含み、駐車場代を除く。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を差し引いた額とする。
- (3) 引越費用 補助対象期間において、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯の夫婦の一方とする。

- (1) 新婚世帯の前年の所得の合計額（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とし、婚姻を機に離職し、申請日において無職の者がいる場合にあっては当該者の所得を除いて算定した額）が400万円未満であること。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- (3) 補助金の交付申請時において、夫婦の住所が申請に係る住宅となっていること。
- (4) 補助金の交付申請の対象となる住居費の住宅に係る契約名義人が、夫若しくは妻又は夫婦共同名義であること。
- (5) 補助金の交付申請時において、本市に納付すべき市税等を滞納していないこと。
- (6) 補助金の交付決定を受けた日から起算して1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。
- (7) 市長が別に定める結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり等への機運醸成に資する講座等を受講していること。
- (8) 夫婦のいずれもが過去にこの要綱に基づく補助金及び他の同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、婚姻日における新婚世帯の夫婦の年齢がいずれも29歳以下であるときは、前項中「30万円」とあるのは「60万円」と読み替えて適用する。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼津市結婚新生活支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請者が令和4年1月1日時点において市内に居住し、かつ、市民税課税台帳等により所得額を確認できる場合であって、市が当該台帳等で所得に係る要件を確認することに申請者が同意するときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 新婚世帯の前年の所得に係る所得・課税証明書
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合）

- (4) 補助金の交付申請の対象となる住居費に係る契約書の写し及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し
- (5) 勤務先からの住宅手当の支給状況が確認できる書類（勤務先から住宅手当が支給されている場合）
- (6) 引越費用に係る領収書その他の支払いが確認できる書類の写し（引越費用に係る補助を申請する場合）
- (7) 離職票若しくは離職したことを証する書類又はその写し（婚姻を機に離職し、現に無職の者がいる場合）
- (8) 第3条第7号に規定する講座等の受講を証明する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、沼津市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書の省略等）

第7条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

2 前項の場合において、前条の規定による交付決定通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

（補助金の請求）

第8条 前条第2項の規定により確定通知とみなされることとなる第6条の規定による交付決定通知を受けた者は、速やかに沼津市結婚新生活支援補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和4年3月31日告示第97号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	工事内容
補助の対象となるリフォーム工事	自ら居住するための部分の増築・改築（既存の住宅の一部を新しく造り替えること）工事
	屋根・雨樋・柱・外壁の修繕、塗装等の外装工事
	床・内壁・天井等の内装替え及び断熱改修、畳の取替え等の内装工事
	雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
	給排水衛生設備工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事 浴室、キッチン、洗面室及びトイレの機器の取替え